

法人なかま

2025.May

5

No.591

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 05 INFORMATION
第13回 通常社員総会・
特別講演会・懇親会のご案内
- 07 税法実務研修会
- 08 税務署からのお知らせ
源泉所得税のキャッシュレス納付
体験コーナーを開設しました
- 09 法人会からのお知らせ
法人会の税制改正に関する提言の
主な実現事項
- 11 神田わが街
有限会社 齋田総業
代表取締役 齋田 精一 氏
- 13 鈴木涼介税理士事務所
税理士からのアドバイス
- 14 コラム
歳川 隆雄 レポート
- 15 食いしん坊手帖
bistrot nous（ビストロ ヌー）
- 17 INFORMATION
令和7年度 税法実務研修会
開催予定表



 公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

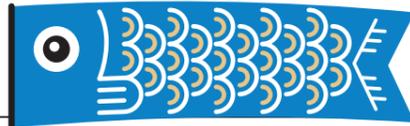
「法人なかま」5月号

研修カレンダー

5月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
<p>●5月期決算法人説明会 (集合&オンライン形式)</p> <p>テーマ ・第1部「会社の決算と申告の実務」 ・第2部「法人税法等改正・消費税の概要」 ・第3部「源泉所得税のチェックポイント」</p> <p>日時：令和7年5月8日(木) 午後1時30分～4時30分 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：東京税理士会神田支部税理士 神田税務署法人課税部門担当官</p>																														
																							<p>●税法実務研修会 (集合&オンライン形式)</p> <p>テーマ 法人税の基礎知識・法人の益金</p> <p>日時：令和7年5月27日(火) 午後2時～4時 会場：神田法人会2階セミナールーム 講師：東京税理士会神田支部所属 税理士</p>							

税の暦 5月の税務



- 5月12日
 - 1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
 - 2 特別農業所得者の承認申請
- 6月2日
 - 3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
 - 4 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 - 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)〈消費税・地方消費税〉
- 10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
 - 11 自動車税(種別割)の納付
賦課期日…4月1日
 - 12 鉦区税の納付
賦課期日…4月1日

第13回 通常社員総会 特別講演会のご案内

6月18日開催

今回より神田法人会ホームページからも
総会委任状等のご提出が可能となりました。
別途郵送にてお送りするご案内書をご参照いただき、
ぜひご利用ください。

申告納税は





メールアドレス登録 お願いします！



メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の「**税務講習**」「**講演会**」「**お得なイベント**」の案内がメールで届くようになります。参加申込もリンクのフォームから簡単に行うことができます！
- **マイページ**の利用と合わせると、会や会員同士での交流がより向上します（詳しくは右頁を参考）！

※将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、各種お知らせの効率化と紙削減につながり、SDGsの取り組みに貢献することになります。

登録は簡単！

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ
のバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と_ (アンダーバー)等)

記入例

オーアンダーバー イチゼロナナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp



ご注意事項

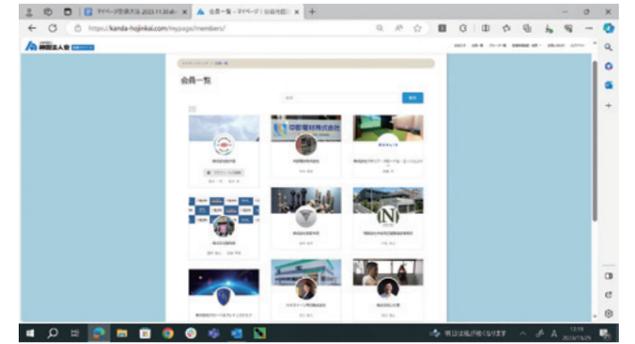
- ドメイン (kanda-hojinkai.com) 受信拒否設定解除をお願いいたします。
- メールアドレス転記ミス为了避免のため、できるだけスマートフォン、ホームページからのご登録をお願いいたします。

◆取得したメールアドレスの取り扱いについて◆

- ・登録いただいたメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

マイページ（会員情報）利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

② マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス
下段：パスワード

※初期パスワードは Kanda3150 です。「K」は大文字入力をお願いします。
また、**ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。**

アドレス登録申請を頂きましてから
ご利用が可能になるまでに
概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 ~~012~~-012345 ⇒ 【新会員番号】 **1**012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

第13回 通常社員総会・特別講演会・懇親会のご案内

- 第13回通常社員総会より委任状の提出、議決権の行使についてHP（マイページから）等の電磁的方法で提出・行使できるようになりました。総会に出席予定の方も万が一出席できない場合に備え委任状又は議決権行使の手続きをお願い致します。
- 委任状や議決権行使の提出に重複や変更がある場合は、最新の日付のものを有効とします。但し、総会当日に会場へ出席された場合は、会場での意思表示を優先します。
- ご案内書の右上にはメールアドレス未登録会員向けにログイン情報が記載されています。紛失されないよう大切に保管してください。
- マイページへのログイン方法につきましては先月に個別郵送いたしました総会案内書に同封の「マイページへログインするには」をご確認ください。

日時 令和7年6月18日(水) 午後3時30分～7時30分

会場 御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター Sora city Hall

東京都千代田区神田駿河台4-6

※「議案」は5月22日以降、「報告」等は6月3日以降にダウンロードいただけます。
尚、書面をご希望の際は事務局 (TEL:03-3294-2531) までご連絡ください。

第1部 通常社員総会 午後3時30分～

- 議案 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件 監査報告
- 第2号議案 理事・監事選任の件
- 報告 第1号報告 令和6年度事業
- 第2号報告 令和7年度事業計画
- 第3号報告 令和7年度収支予算

第2部 特別講演会 午後4時30分～6時

テーマ:「明日につながるマネー講座
～お金と生活と未来の話～」

講師: おぎわら ひろこ 荻原 博子 氏

講師プロフィール

経済事務所勤務後、1982年からフリーの経済ジャーナリストとして、新聞・経済誌などに連載。女性では珍しく骨太な記事を書くことで話題となる。難しい経済やお金の仕組みを、生活に根ざしてわかりやすく解説し、以降、経済だけでなくマネー分野の記事も数多く手がけ、ビジネスマンから主婦に至るまで幅広い層に支持されている。バブル崩壊直後からデフレの長期化を予想し、現金に徹した資産防衛、家計運営を提唱し続けている。新聞、雑誌等の連載やテレビのコメンテーターとしても活躍中。著書多数。



第3部 懇親会 午後6時15分～

懇親会費 6,500円(税込) ※事前のお振込をお願い致します。

振込先 三菱UFJ銀行神保町支店 □座名No. 普通預金 1933858

□座名 公益社団法人神田法人会 6月10日までに振込ください。振込手数料はご負担ください。

※開催当日は現金でのお取り扱いが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

- *総会出席登録、委任状の提出は4月1日から、議決権の行使は5月22日から可能となります。
- *総会にご出席予定の皆様におかれましても、万が一ご都合が悪くなられた場合に備え、委任状の提出または議決権の行使をお願い申し上げます。

ご出席の返信方法（下記いずれかの方法でお申し込みください）

- ① 神田法人会HPから申し込む
同封の「マイページへログインするには」をご参照願います。
<https://kanda-hojinkai.com/>
※上記アドレスよりアクセスし、画面上の指示に従って入力をお願い致します。



- ② 下記「出欠票」から申し込む
※下記出欠票に記入（ご欠席の際は委任状へ押印）の上FAXでご返信をお願い致します。

委任状、議決権行使のご案内

ご欠席される場合… 総会に欠席される場合はHP、メール、FAXにて委任状の提出をお願い致します。

委任状提出ご協力をお願い

下記委任状および出欠票にご記入・押印の上、ご返信お願い致します。

【HP】 <https://kanda-hojinkai.com/>
【FAX】 03-3294-2500
【MAIL】 soukai@kanda-hojinkai.com



委任状

公益社団法人神田法人会 会長 藤井 隆太 殿 令和7年 月 日

私は公益社団法人神田法人会第13回通常社員総会に欠席の際は

議決権を..... 殿に委任します。

(受任者の指定の無い場合は、総務担当 副会長 河合 洋とさせていただきます。)

法人名: 様 (印) (ゴム印・通常印可)

〔FAX返信用〕

第13回通常社員総会・特別講演会 出欠票

ご出席・ご欠席 (いずれかに○印をご記入ください)

(名)

懇親会 出欠票

ご出席・ご欠席 (いずれかに○印をご記入ください)

(名)

法人名:

出席者名: 様

FAXにてご返信の際はお手数でも広報誌送付宛名右下の会員番号をご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和7年度

税法実務研修会



テーマ

法人の損金① (役員給与等)

日時 令和7年6月23日(月) 午後2時～4時

会場 神田法人会2階セミナールーム
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

講師 東京税理士会神田支部所属 税理士

テキスト 「令和6年版図解法人税」
定価3,740円(税込)
※お申込者様へは割引価格でのご提供となります

会費 会員 テキスト代のみ
非会員 テキスト代+参加費2,000円/社

定員 会場 50名様まで
オンライン 500名様まで

申込期日 6月12日(木)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります



お申込みはこちらからできます!▶



step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「税法実務研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

■お申込について

- 会場参加
 - ①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルの会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。
- オンライン参加
 - ①当会HP事業・研修のご案内の該当研修タイトルのオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
 - ③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスで登録を行うようにしてください。
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- 共通
 - ①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
- 会場参加
 - ①開催当日に会場直接販売致します。
- オンライン参加
 - ①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
 - ②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更はお受け致しかねます。
 - ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
 - ④テキストの発送・請求は当会からではなく(一財)大蔵財務協会となります。
(請求書についてはテキスト発送時に同封)

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

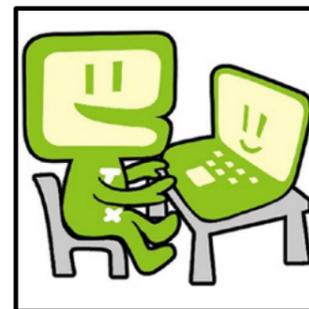
税務署からのお知らせ

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。 ※体験できる機能は一部の

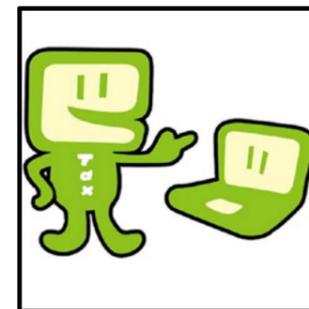


e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



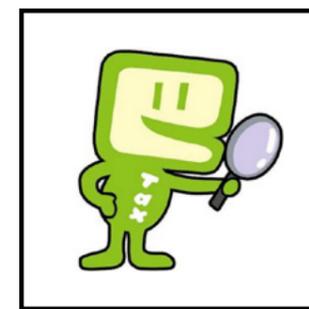
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスにすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



法人番号 7000012050002 令和7年3月

国税も! 地方税も! 暮らしにとけこみ
キャッシュレス納付!

いつでも どこでも
簡単納付

e-Tax eLTAX



国税の
キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ダイレクト納付利用届出書を提出
- e-Taxで申告データを送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- (自動ダイレクト利用なしの場合) 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- e-Taxで申告データを送信
- 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを経由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法

クレジットカード納付

e-Taxで申告データを送信した後に、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告データを送信した後に、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

地方税の
キャッシュレス納付方法

地方税 お支払サイト eLTAX 地方税ポータルシステム

法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることをないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

事業承継税制

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

その他

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

会員企業訪問シリーズ

神田わが街

第26回

有限会社 齋田総業

有限会社 齋田総業は、1979年(昭和54年)に設立された不動産管理会社。同社は、東京都千代田区にある齋田ビルの管理・運営を手がけており、オフィス賃貸事業を展開している。鉄筋コンクリート7階建ての齋田ビルには、印刷会社をはじめ多様なテナントが入居しており、特にスタートアップ企業や小規模事業者向けのオフィススペースを提供することで、地域のビジネス発展に貢献している。

企業データ

●東京都千代田区神田佐久間町4-6
齋田ビル601号
TEL 03-3866-6480
2025年5月現在



「私の経験が法人会の会員の皆様のお役に少しでも立つことができれば」と精一さん

危機を乗り越え M&Aで事業売却

物流の要衝として栄えた街

和泉橋(昭和通り)と美倉橋(清洲橋通り)間の神田川の北岸には、神田佐久間河岸という町名が付けられている。この地名は、かつて江戸時代に物流の要衝として栄えた名残である。江戸幕府が開かれると、全国各地から隅田川河口の江戸湊に物資が集まり、神田川や日本橋川を経由して江戸の市中に届けられた。その中でも神田佐久間河岸は、幕府の御用市場である神田青果市場の発展に大きく貢献し、商業の中心地として機能していた。

ビルが建ち並ぶ現在は往時の面影はなく、町名よりも「秋葉原」という駅名のほうが広く知られている。神田川と総武線の高架に挟まれたこのビル群の一角に、佐久間町公園がある。公園の片隅には草分稲荷神社が鎮座している。祠の左右にはサザンカやサクラが植えられ、都会の喧騒の中にひっそりと息づく小さな緑の空間になっている。意外と知られていないが、ここはラジオ体操発祥の地でもある。1928年、簡易保険局が国民の健康増進のために「国民保健体操」を制定し、これが「ラジオ体操」として全国に広まった。2年後、万世橋警察署の巡査と町内会が協力して「早起きラジオ

体操会」を全国に先駆けて始めたのが、この公園なのである。今回紹介する齋田総業は、この由緒ある公園の目の前に建つ齋田ビルの管理会社である。

不動産投資の落とし穴

齋田総業は、1979年に設立され、齋田ビルの管理業務を行っている。同ビルは鉄筋コンクリート7階建てで、1階と2階の一部には印刷会社の株式会社昇文堂が入居し、3~5階はテナント用の賃貸オフィスとして運営されている。「昇文堂は元々、私の祖父が1899年に創業しました。千代田区には官庁や新聞社、出版社が集まっていたこともあり、昔から印刷会社が多かったのですが、その中でも古いほうです。私は1975年から同社の代表を40年以上務めていたのですが、後を任せる人間がおらず、2018年にM&Aで会社を売却しました」と話すのは、齋田総業代表の齋田精一さん。「私が高校1年の時に父が亡くなり、その後は母が代表を務めました。私は大学卒業後、取り引きのあった玩具メーカーに一旦就職し、その後27歳で母の後の代表になりました。正直、印刷業は長い間、いい時もな



手品用のトランプなどを長い間、企画制作してきた齋田さん。これは齋田さんが手掛けたものだろう

ければ悪い時もないという低空飛行が続いていました。1980年に今のビルを竣工し、テナントにする3階、4階、5階は1フロアに3室設けました。1室あたりの大きさは8~10坪程度です。これくらいだと、スタートアップ系の会社でも入りやすいんです。彼らは、成功すれば事業拡大に伴いすぐ移転し、失敗すれば撤退を余儀なくされます。回転が速いほうがその分、敷金や礼金も多く入ってきますからね」と精一さん。高い回転率を維持する戦略が功を奏し、竣工当初から賃貸業は順調に推移した。やがて、日本経済は未曾有のバブル景気に突入する。

「母も高齢になってきましたし、地価はぐんぐん上がるし、相続の対策を講じねばならなくなりました。その一環として、銀行が執拗に賃貸マンションの購入を勧めてくるようになったんです。その提案をまんまと信じてしまいました」。どういうことか。一般的に、銀行から借入して投資用マンションを購入すると、負債が相続財産から控除され、相続税評価額が下がるため相続税対策として有効とされる。不動産の相続税評価額は、土地は路線価(市場価格の7~8割)、建物は固定資産税評価額(5~7割)で算定され、賃貸物件なら借家権割合の控除も可能になる。これにより、現金で保有するよりも相続税負担を大幅に軽減できるのだ。一方で、賃貸マンションの経営にはリスクもつきまとうが、バブル景気に浮かれていた当時、そのようなリスクを口にする銀行マンははたして、どれだけいたのだろうか。1988年、精一さんは齋田ビルを担保に4億円の融資を受けて、茨城県つくば市に賃貸マンションを建てた。4階建てで全25部屋。設定した賃料は4LDKが12万5,000円、3DKが8万円、2DKが6万5,000円。竣工当初は全室埋まった。しかし、バブル崩壊後に不動産市場は激変。地方の賃貸需要が低迷し、2、3年後から空き室が目立つようになった。「今と違って金利が7~8%でしたから。それでも当初は金利分だけ返済すればいいなんて銀行は言っていたんですが、バブルが弾けた途端に返済を急かすようになり、挙句には齋田ビルを売ってでも金を返せと言いつつ始末です」と精一さんは往時を振り

返る。結局、マンションは10年ほどして2億5,000万円で売却。単純計算で1億5,000万円の売却損である。「普通に相続税を払った方が安上がりでしたよね。今考えれば当たり前ですが、神田と違って田舎の物件は動きが鈍いです。いったん空き室が出ると、次の借り手が見つかるまで時間がかかるし、現地の不動産屋ものんびりしています。家賃を滞納する人がいれば、ゴミ屋敷みたいにする人もいます。そういうリスクを考慮せねばなりません」と精一さん。

M&A 成功の秘訣

不動産投資で痛手を負ったものの、印刷業は着実に成長していた。受注する印刷物を玩具のパッケージやトランプに絞り込んだことで、これが奏功した。さらに2000年に入って間もなく、ネット販売を始めた。最初の頃は手探りだったが、これもまた大きな転機になった。

「顧客から受注した印刷物を製作し、それを納品する際に請求書を発行し、その数カ月後に入金される。これが同社の通常の入金サイクルでした。時間がかかっても入金されればいいのですが、中には回収不能になるケースもあります。ですから、ネットで請けた仕事に関しては、すべて前払いにしました。これにより、キャッシュフローが大幅に改善され、資金繰りが楽になりました」と精一さんは語る。ネットでの受注を始めてから、手品用のトランプやトレーディングカードの注文が増えた。昇文堂では印刷までを行ない、フィニッシングといわれる断裁や加工は専門の会社に発注していた。その発注先の会社の社長と会食をしていた際、後継者の話題になり、思い切って売却を考えていることを伝えた。すると、その社長が名乗りを上げてくれ、そこからM&Aの実施に向けての協議を開始した。

「5年くらい協議しましたかね。やはり、M&Aはどちらかが一方的に得をするようでは成立しにくいと考えています。お互いに歩み寄って、着地点を見つけることが大事です。幸い、ネット販売を始めてから業績は伸びていて、借り入れはゼロでした。現預金もちゃんとありました。年商も3億円くらいあり、実際の売却額はその10分の1くらいでしょうか。私と専務だった妻の退職金も払ってもらいましたし、10人くらいいた社

員も全員そのまま雇用していただきました。なんといっても、社員のことが一番気がかりでした。その時いた社員は全員10年以上働いてくれた家族のような存在でしたから」と精一さんは振り返る。M&Aで得た資金で件のマンションの残債を完済。M&A成立後は数年間、会長として引継ぎ業務にあたった。完全に引退した今でも、同社の業績のことは気になるという。「助け舟を出してくださいの方に、引き受けてよかったと思っていただきたいので。今も業績はいいと聞いております。私自身は借金がなくなったとはいえ、貸しビル業を営んでいる以上、入ってきた賃料を全部使えるなんてことはありません。ビルのメンテナンスには定期的に多額の費用が必要になります。建て替えるなんてことになったら億単位です。いずれは娘たちが相続しますが、その時に困らないようにしておかないとですからね」。激動の荒波の中で多くの経験を積んできた精一さんは、静かに笑った。「人生いろいろありましたが、今が一番平和かもしれませんね」。

レポート◎山根和明(広報委員会)

有限会社 齋田総業

代表取締役

齋田 精一(さいだ せいいち)

1948年3月 東京都千代田区生まれ
1970年3月 立教大学社会学部卒業
1970年4月 株式会社 天洋入社(現株式会社テンヨー)
1973年4月 株式会社 昇文堂入社
1975年4月 同社代表取締役社長に就任
1979年4月 有限会社 齋田総業設立
2018年4月 株式会社 昇文堂を売却
神田法人会第九地区副地区長 第56支部長・税制委員
神田佐久間町四丁目町会会長



れる税である。輸入品が税関を通過する際に課され、輸入業者が輸入国の政府に収める仕組みになっている。つまり、関税を直接負担するのは輸入業者であり、輸出国の企業ではない。輸入業者が払った税金は、最終的に消費者が支払う価格に上乗せされることになる。

関税についてお浸すと、三つの役割がある、一つは収入を国の財源とする機能だ。その資金をインフラ整備や社会保障費に充てることができる。ただ、経済先進国では法人税や所得税など他の税制整備が進んでおり、財源として関税の役割は低い。日本は税収に占める関税の割合は1%程度である。二つ目は、国内産業を保護する機能だ。関税をかけることで輸入品の価格が上がるため、国産品が競争で優位に立つ。日本も農産物や競争力の乏しい分野に関税をかけているが、自動車、パソコン、腕時計などには関税がない。輸入品に負けない競争力があるからだ。三つ目は、貿易交渉の「Tool（ツール・武器）」として使われる。ある国が不当に安い価格で商品輸出する「ダンピング」を使う場合、関税を課することでその影響を抑えることができる。関税のデメリットは①関税で輸入品の価格が上昇し消費者が負担を強いられる②自由貿易の制限で経済の停滞を招く③関税を課した国に対して相手国が対抗措置取ること貿易戦争が起こりかねない、が挙げられる。トランプ氏は関税の「負の側面」を正しく理解していなかったのか、あるいは敢えて目をつぶったのか。米 CNN によると、全米50州や世界各地で5日、トランプ大統領と実業家、イーロン・マスク氏に対する抗議デモが行われた。「Hands Off（手出しするな）」というスローガンを掲げた大規模デモが約1,400カ所で開催されたという。反トランプのデモが米国のみならず、世界に拡散、長期化すると「裸の王様」は政権維持にも窮する事態が控えているだろう。ただ、不動産屋の商取引のような「ディール（取引）」には長けていても、トランプ関税が招く自由貿易の「ジ・エンド」の代償の何たるかを理解していない御仁に噛んで含めるようにレクチャーしても果たして効果があるのか、理で論しても通じない相手である。世界は今、自由貿易を軸とした共存共栄の枠組みを守り続けるのか、それとも保護主義への時代へ突入するのか、岐路に立っている。
(2025年4月9日、神保町のオフィスにて)

歳川 隆雄（としかわ たかお）

1947年東京生まれ
上智大学英文科中退。
現在は情報誌「インサイドライン」編集長。
TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭の
ジャーナリスト。当会会員。



「Tariff man（タリフマン・関税男）」を自任するドナルド・トランプ米大統領は4月2日を「解放記念日」と呼んだ。何からの「解放」なのか判然としない。相互関税を導入し、全貿易相手国・地域に一律10%を、日本には24%、中国には34%、欧州連合（EU）には20%をそれぞれ課すと表明した。関税は商品別に課するのが普通だ。トランプ氏が国別にしているのも異常である。しかも税率は、米国の貿易赤字を輸入額で割った数字を2分の1にただけの粗雑な計算だ。「トランプ系列の米シンクタンク若手エコノミストでも2、3時間で捻りだせる方程式だ」（財務省の国際派幹部）。クリントン民主党政権で財務長官を務めたローレンス・サマーズ氏（その後ハーバード大学長を歴任）はXに「もし私がかかわった政権がこれほど危険で有害な経済政策を打ち出していたら、抗議の意を込めて辞任していただろう」と投稿する。ノーベル賞経済学者のポール・クルーグマン氏は、自身のニュースレターに「彼（トランプ）は完全に狂っている」と書いた。トランプ氏は米国の巨額貿易赤字を「国家非常事態に当たる」とし、関税措置で「米国の黄金時代になる。私たちは力強く復活する」と宣言する。もしトランプ氏が本気でそう考えているなら、第1期トランプ政権のジョン・ボルトン元大統領補佐官が言うように「トランプは関税の仕組みを知らない」としか思えない。発表を受け案の定、世界同時株安の連鎖が続いている。7日の東京市場は3日連続の全面安で、2023年10月以来1年半ぶりの低水準だ。米国の主要株価（4日）も中国が報復関税を課すと発表し、貿易対立の激化で景気後退への懸念から売り注文が膨らんだ。20年3月のコロナ禍以来、史上3番目の下げ幅となる。貿易戦争の勃発前夜のような状況に、リスクの高い株を手放し、安全資産とされる米国債や円を買う動きが加速している。世界中が先の読めない「貿易戦争」の行方に困惑を深め、右往左往している有り様だ。米紙ワシントンポストは「主よ、トランプの【解放記念日】から我等を解放したまえ」とひねった見出しでトランプ氏の“暴挙”をなじる。トランプ氏は関税を武器に他国を脅し、米国の利益だけを追求しようとしているが、どっこい、米国民も返り血を浴びて苦しむことになる。そのシステムの理解にあまりに無頓着すぎる。第2次世界大戦の反省から80年かけて作り上げ、世界に繁栄をもたらしてきた自由貿易体制を浅慮で「ちゃぶ台返し」する。トランプ氏の「関税砲」は世界全体で110兆円を超える国内総生産（GDP）が消失するとの試算もある。輸入価格が大幅に上昇する米国への影響がとくに大きい。米金融大手 JP モルガン・チェースの推計では平均11%の物価上昇となる。言うまでもないが、関税は海外からの輸入品に課さ

税理士からの アドバイス

vol.114

中小企業向け賃上げ促進税制における 繰越控除措置

鈴木 涼介 税理士

鈴木涼介税理士事務所
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-9-3
喜助神田西口ビル403号室
TEL. 03-6260-8961
FAX. 03-6260-8962

Q. 当社は、いわゆる中小企業ですが、昨今の物価上昇への対応や従業員の意識改革などの観点から、賃上げを行って前期よりも給与支給額が多くなりました。決算において、賃上げ促進税制の適用を検討しておりましたが、思ったより業績が振るわず赤字となりました。この場合、当期の賃上げ部分を翌期以降の税額控除で使用することはできないのでしょうか？



A. 令和6年4月1日以後に開始する事業年度で、中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件を満たす賃上げを実施した場合において、法人税が課税されないときなどは、法人税額から控除できなかった金額を翌年度以降5年間繰り越すことができます。

1 中小企業向け賃上げ促進税制の概要

中小企業等が、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度の「雇用者給与等支給額」が前年度に比べて1.5%以上増加しているときは、その事業年度の「控除対象雇用者給与等支給増加額」の15%（一定の上乗せ要件を満たす場合は最大45%）相当額を法人税額から控除できます。ただし、控除できる金額は、法人税額の20%を上限とします。

ここでいう「雇用者給与等支給額」とは、この制度を適用しようとする年度の所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

また、「控除対象雇用者給与等支給増加額」とは、「雇用者給与等支給額」から「比較雇用者給与等支給額（前年度の雇用者給与等支給額）」を控除した金額（調整雇用者給与等支給増加額を上限とします。）をいいます。

2 繰越控除措置

中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件を満たす賃上げを実施した場合において、賃上げを実施した年度に法人税から控除できなかった金額があるときは、翌年度以降5年間繰り越すことが可能です。

例えば、適用要件を満たす賃上げを実施した年度において、税額控除できる金額が1,000あった場合に、その年度が赤字で法人税額が発生しないときは、その1,000を翌年度以降5年間繰り越します。そして、翌年度に法人税額2,000が発生したとしたら、その20%（2,000×20%=400）を限度として、その年度で繰越控除ができます。さらに、残った繰越分600（1,000-400）は4年間繰り越すことができます。

なお、この繰越控除措置は、繰越控除の適用を受けようとする年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用されるため注意が必要です。

3 手続き要件

繰越控除措置を適用する場合は、①控除しきれなかった金額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に「繰越税額控除限度超過額の明細書」の添付、②繰越控除措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。①の書類の添付が無い場合には、繰越自体が認められませんので注意が必要です。



令和版

食いしん坊手帖

Vol.26

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



尾崎牛のスネ肉赤ワイン煮込み。ベースのソースには赤ワインに加えて、甘みとコクを添えるポートワイン、さらにフォン・ド・ヴォーを合わせて奥行きを出している

隠れ家に集う 本場仕込みのフランス料理

レポート◎山根和明（広報委員会）



ビストロというだけあってワインの品ぞろえも豊富だ



大切な人とゆっくりと料理を楽しみたいくなる店内の雰囲気

bistrot nous (ビストロヌー)

東京都千代田区外神田2-10-8

電話：03-3251-0080

●営業時間：【ランチ】11：30～14：00

【ディナー】18：00～23：00

●定休日：日曜・祝日・月曜のランチ

●席数：13席（テーブル8席、カウンター5席）

※貸切応相談



秋葉原の喧騒を抜けて

訪日外国人の増加でますますカオスが極まる秋葉原。電気街口からこの喧騒を抜けて西へ歩くこと約5分、神田明神下の交差点を越えて昌平橋通りを北に100メートルほど進むと、左手に現れるのが「bistrot nous (ビストロヌー)」だ。フランス語で「私たち」という意味を持つ「nous」の文字が記された、控えめながらも品のある看板が目印である。

「実は母がここで「ヌー」という喫茶店をやっていたんです。それを引き継いで、カフェからビストロに改装しました(笑)」と話すのは、オーナーシェフの磯貝喜夫さん。芳林小学校(現・昌平小)から練成中学校(現・神田一橋中)へと進んだ生粋の「神田っ子」である。

大学卒業後、神田のダイニングバーでバーテンダーとして働く中で料理に興味を抱くようになった磯貝さん。しかし、当時の料理人社会の上下関係にはなじみず、思い切ってフランスへ渡った。「言葉がわからないから、怒られても気にならない(笑)」と

いう豪快な精神で修業を重ねたのは、パリの名店「Au Bon Accueil」や「L'Entredéu」など。そうして技術と感性を磨いた磯貝さんは帰国後、母の喫茶店をビストロに改装し、2011年3月31日に「ビストロヌー」をオープンさせた。

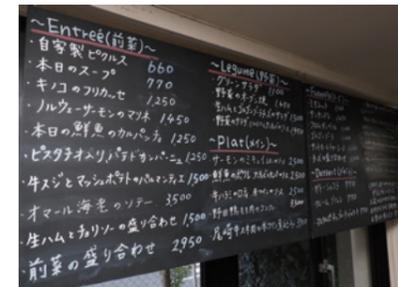
ノルウェーから 直送された サーモンのマリネ

ドアを開けると、足元には温かな色味のフローリング。革張りのソファと椅子、落ち着いたトーンのテーブルが、柔らかな照明のもとに配されている。テーブル席8、カウンター席5のビストロだが、左面がガラス張りであるようになっていて、さらにソファの背面に大きなミラーが設置されているからか、空間が広く感じられる。壁の黒板の手書きメニューとオープンキッチンが、親しみやすい雰囲気を作り出している。

コース料理は3種から選べるほか、アラカルトも豊富。ノルウェーから直送されるサーモンや、フランス産のジビエ、さらに宮崎県産の希少な「尾崎牛」など、素材へのこだわりも際立っている。まずは定番料理でもある「ノルウェーサーモンのマリネ」(1,450円)をいただく。分厚くスライスされた切り身が2切れ、上品なお皿に盛りつけられている。厚切りの身の上にあしらわれたベビーリーフ、ディル、ヤングコーンなどの彩り野菜がサーモンのオレンジ色を一層鮮やかに引き立てている。皿上に走るオリーブのパウダーとスパイスはまるで抽象絵画の一部のようだ。どこから手を付けようかとしばしばと眺めてしまう。酸味は強くない。北欧の海で生まれた魚の旨味が、ハーブとオリーブオイルによって洗練された風味に昇華されている。この風味を創り出しているのが、一晩漬けたマリネ液。コリアンダー、スターアニス、クローブ、エスプレット(バスク地方の唐辛子)、塩、砂糖、ピネガー、オリーブオイルと、複雑に組み合わせられた香味のバランスが秀逸だ。



マスカルポーネとブルーチーズを用いた新感覚のチーズケーキ



黒板に書かれた手書きメニューが、いい雰囲気を醸し出している



オーナーシェフの磯貝喜夫さん。生粋の神田っ子である

希少な尾崎牛を使った 赤ワイン煮込み

「特別なご縁があって、尾崎牛を使わせていただいています」と謙遜気味に話す磯貝シェフ。尾崎牛とは、宮崎県の畜産家・尾崎宗春氏が独自に育てる黒毛和種のブランド牛。一般的な和牛が約28か月で出荷されるのに対し、尾崎牛は32～36か月と長期肥育されることで、赤身と脂のバランスが絶妙な味わいを実現している。1か月の国内出荷頭数は30頭と少なく、国内外の高級レストランから高い評価を受けている。肉の味は濃いのに、脂があっさりしているので毎日食べたくなるという評判だ。

日本の誇りなども称される尾崎牛の「スネ肉の赤ワイン煮込み」(3,900円)をいただく。しっとり煮込まれたスネ肉は、ナイフがいらぬほど柔らかく、口に運ぶと繊維がほろほろと旨味がじわりと広がる。赤ワインにポートワイン、フォン・ド・ヴォーを合わせたソースは重すぎず、ブランド牛の上品な脂と調和し、後味は意外なほどすっきり。添えられたきのこのソテーやマッシュポテトの滑らかさが、全体にやさしいリズムを添える。クラシックでありながら、軽やかな味わいだ。

デザートは「マスカルポーネとブルーチーズのケーキ」(770円)。ブルーチーズの持つ個性的な塩味と香りを、マスカルポーネのやわらかな甘みが包み込む新感覚のチーズケーキである。濃厚ながらも舌触りはなめらかで、口に含めばふわりと香りが広がる。添えられた自家製キャラメルアイスのほろ苦さが全体を引き締め、余韻が残る。甘さを抑えた構成はワインとの相性も良く、デザートでありながら一皿の料理として完結した存在感を放つ。「定休日ではありませんが、神田祭の金土日は休みますよ(笑)」と話す磯貝シェフ。自身のルーツである神田への想いと、パリで培った感性が融合した「ビストロヌー」は、秋葉原の喧騒の外で静かに灯り続ける、隠れ家的な名店だ。



ノルウェーから直送されたサーモンを一晩マリネ液に漬けたサーモンのマリネ

令和7年度 税法実務研修会 開催予定表

日 時	テ ー マ
令和7年5月27日(火)	●法人税の基礎知識・法人の益金
令和7年6月23日(月)	●法人の損金① (役員給与等)
令和7年7月23日(水)	●法人の損金② (交際費・寄附金・海外渡航費等)
令和7年8月21日(木)	●法人の損金③ (租税公課・保険料・損害賠償金等)
令和7年9月18日(木)	●法人の損金④ (減価償却費・修繕費・特別償却費等)
令和7年10月21日(火)	●法人の損金⑤ (繰延資産・引当金・租税公課等)
令和7年11月19日(水)	●法人税の税額計算・特別控除等

※テキストは(一財)大蔵財務協会「図解法人税」を使用します。

※開催時刻は、午後2時～4時とさせていただきます。

※会場は、神田法人会2階セミナールームとなります。

編集後記

今年も早いものでもう5月になり1年の半分に近づいてまいりました。陽気の良い時期になりましたが皆様はどちらかに行かれましたでしょうか。今年も4月に行われましたマスターズ・トーナメントの雑学をお伝え致します。

1934年にボビー・ジョーンズと友人で実業家のクリフォード・ロバーツの企画により“Augusta National Invitation Tournament”と題して開幕したが、1939年に当初ロバーツが考えていたものの、ジョーンズが嫌っていたマスターズというタイトルに変更された。毎年4月2週目の日曜日に最終日となることを基準に開催される。出場選手は前年度の世界各地のツアーでの賞金ランキング上位者、メジャー優勝者など。招待資格を満たす名手(マスター)たちしか出場できないことから「ゴルフの祭典」として敬愛されている。1960年から本戦の前日の水曜日に「パー3コンテスト」が開催されている。オーガスタ・ナショナル・ゴルフクラブに隣接する9ホール(パー27)の特設コースで行われ、歴代最少スコアは19。出場選手の子供がキャディーを務めるなど和やかな雰囲気で行われる伝統のイベントであるが、優勝するとその年の本選では優勝できないというジンクスがあることでも知られる(ただし、後述の記録にあるように連覇を果たした選手はいる)。優勝賞金は開幕当初は特に定めず、3日間の入場収入などを基に決定する。優勝者には優勝賞金に加えて緑色のプレザー、通称「グリーンジャケット」が贈られる。グリーンジャケットは通常ゴルフクラブのロッカーに保管され、優勝者は基本として本トーナメント期間中のみロッカーから出して着用することが許される。また優勝者はもれなくオーガスタ・ナショナル・ゴルフクラブの名誉会員となり、大会への生涯出場権が与えられる。「ゴルフの祭典」という大会の性格上、この生涯出場権により、2000年代までは年齢が70代や80代に達した往年の名プレーヤーが出場を続けていた。しかし、2002年に大会を主催するマスターズ委員会が、一定水準のスコアでラウンドできなくなった選手に対して出場辞退を要請する手紙を送るようになった。その後、BIG3と呼ばれたアーノルド・パーマーは2004年

(当時74歳)、ジャック・ニクラスは2005年(当時65歳)、ゲリー・プレーヤーは2009年(当時73歳)に引退を表明し、競技者としての出場を終えている(この3人は2012年から名誉スターターとして大会初日に始球式を行っているが、2016年はパーマーが辞退を表明した)。他のメジャーは毎回開催コースが異なるが、マスターズは毎年同じオーガスタ・ナショナル・ゴルフクラブで開催される。このコースはとりわけグリーンが難しく、別名「ガラスのグリーン」とも呼ばれるほどアプローチショットやパットでのボールコントロールが難しく、それゆえに「オーガスタのグリーンには“魔女”が棲(す)む」とよく言われる。意外な伏兵が優勝することが多い他のメジャーと違い、ビッグネームが順当に優勝することの多いトーナメントとして有名だった。これは毎年同じゴルフコースで開催されるという特性から、ベテランほどこのコースの経験を多く持っていることが原因と考えられる。だが、1979年大会はファジー・ゼラーが優勝し、史上唯一の初出場選手による優勝となった。また、2007年大会は世界ランキング56位(当時)でツアー1勝しかしていないザック・ジョンソンが優勝し、伏兵の優勝となった。近年はコースの長距離化などの影響で若手プロの初優勝が相次いでおり、ベテランに有利とは限らなくなっている。予選通過ラインは、予選カットができた1957年以降「上位40位タイまで」だったが、1962年に「44位タイまで」と「首位から10打差以内」に変更、2013年には約半世紀ぶりに「50位タイまで」と「首位から10打差以内」に変更された。しかし2020年は「50位タイまで」のみとした。例年4月に開催しているが、世界規模で新型コロナウイルスへの感染が拡大している2020年には、11月9日から15日にかけて無観客で開催された。本大会の4月開催が見送られたのは、第二次世界大戦中以来であった。開催の時期を4月に戻した2021年には、松山英樹が10回目の出場を果たした末に、アジア出身選手として初めて優勝した。この優勝は、PGAレギュラーツアーにおける日本男子史上初の海外メジャー大会制覇にも当たる。 広報委員 吉見 英司



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
http://www.hakuzen.co.jp

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい?
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は?
- ・火葬だけ行うことはできるのか?
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか?
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが?
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが?
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか?
- ・区民葬でお願いできますか? 区民葬とはどんな葬儀?

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか? 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布!

チラシ同封基本料金	会員価格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
 - ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
 - ・掲載期間は1月を起算として1年となります。
- ◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



納税専用定期積金

KOSAN

“そなえ”

定期積金の
店頭表示金利

+0.05%

上乗せ

ご利用
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店
神保町支店
秋葉原支店
飯田橋支店
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41
千代田区神田神保町 1-40
千代田区外神田 4-9-8
千代田区飯田橋 1-7-10
千代田区五番町 5

☎3254-3335
☎3293-4951
☎3253-6851
☎3264-4031
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

ⓂL/C 「5-785」

法人会

消費税期限内納付

推進運動